

# UR 賃貸

# 修繕費負担が軽減

## 畳床や壁、床、換気扇など負担項目の8割

UR都市機構は昨年末、UR賃貸住宅の修繕負担区分の見直しを発表しました。これにより、畳床の取り換えやふすまの骨組み修理、壁・天井の部分塗り替えや床のフローリング修理、台所換気扇の修理をはじめ多くの修繕が、居住者負担からUR負担に変わります。なおURは、畳床、ふすまの骨組み、クロス等の修繕は、50年以上の継続居住者から順次行う予定としています。

見直しは、1月31日から適用され、新規入居者も、現在の居住者も、ともに対象となります。

### UR負担に変わる項目(一部)

畳	畳床の取り換え
建具	ふすまの骨組みの修理、取替え 戸ふすまの修理、取替え
天井・壁	部分塗り替え ビニールクロスの部分補修
床	フローリングの修理、部分張替え
給排水設備	洗面器、便器等の目に見え る部分の配管の 漏水処理、取付け緩み直し
浴槽	ふろがま <small>(ふろがまの外箱・熱交換器 および給排気筒を除く部品)</small> の修 理、取替え
台所	換気扇 <small>(プロペ ラ型)</small> の修理、取替え

今回、居住者負担からUR負担に変わるのものは、左の表にある項目をはじめ、現在81ある負担項目の約8割になります。

修繕費の居住者負担の軽減は、居住者の切実な要望であり、UR賃貸住宅の居住者で組織する全国公団住宅自治会協議会も重点課題として運動を進めてきました。

日本共産党の国会議員団も賃貸住宅の修繕負担区分を見直す民法改正案が審議された2016年12月の衆院法務委員会で、居住者の重い修繕費負担の実態を明らかにし、一日も早い修繕費の居住者負担軽減を求めています。

## 畳表やふすま張替えなどさらなる修繕費軽減、 そして、家賃の減免を 住み続けられるUR住宅へ全力!!

住民のみなさんの声と運動で動かした重要な前進です。同時に、切実な願いだった畳表やふすまの張替えなどが軽減の対象にならないなど、まだ改善すべき点が残されています。さらに重すぎる家賃負担の軽減もまったなしです。住み続けられるUR住宅へ、これからも力を合わせましょう。

参議院議員(東京選挙区選出)

きらよしこ

# 吉良よし子



東京  
民報

ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590  
2019年1月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。  
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

# 日本共産党